

福岡アジアビジネス特区

都道府県名：

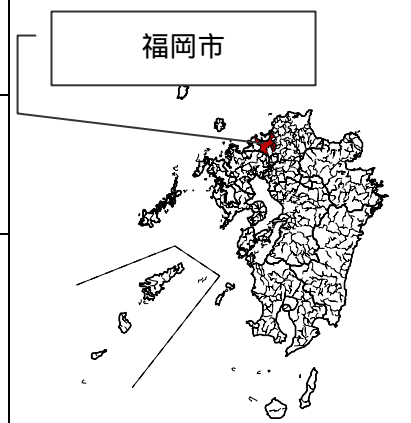
福岡県

申請主体名：

福岡県、福岡市

区域の範囲：

福岡市の全域並びに春日市及び大野城市の区域の一部（九州大学筑紫地区）



特区の概要：

地域的・歴史的・経済的にアジアと強く結びついている福岡の地域特性を活かし、外国人研究者等の受入れや産学連携の促進、アジアとのビジネスに係る人材育成、博多港や福岡空港の物流機能の強化等により、アジアビジネスの展開を目指す国内外企業の集積やベンチャー企業の創出を図り、もって九州・西日本の経済活性化を推進する。

適用される規制の特例措置：

- ・外国人研究者の受入れ促進
- ・外国人の入国、在留申請の優先処理
- ・外国人情報処理技術者の在留期間延長
- ・夜間大学院における留学生の受入れ
- ・臨時開庁手数料の軽減
- ・税関の執務時間外における通関体制の整備
- ・学校設置会社による学校設置
- ・校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置
- ・運動場に係る要件の弾力化による大学設置
- ・空地にかかる要件の弾力化による大学設置
- ・埋立地の用途変更手続の柔軟化
- ・特定埠頭の運営効率化
- ・自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化



福岡システムLS総合開発センター



アイランドシティ国際コンテナターミナル